

新ごみ処理施設整備に係る
事業者選定等支援業務

仕様書

令和6年6月

南魚沼市

目次

第一章 総則	1
1. 業務の名称	1
2. 業務の目的	1
3. 委託期間	1
4. 業務対象施設概要	1
5. 業務範囲	1
6. 関係法令等の遵守	1
7. 資料の貸与及び返還	2
8. 秘密保持と中立性の義務	2
9. 打合せ及び議事録	2
10. 業務完了及び引き渡し	2
11. 成果品	2
12. 業務管理	3
13. その他	3
第二章 委託業務の内容	4
I. 事業者選定アドバイザー業務	4
II. 事業者選定委員会の運営支援業務	6
III. 旧し尿処理場解体に係る仕様書作成業務	6
IV. その他業務	7

第一章 総則

本仕様書は、南魚沼市（以下、「発注者」という。）が発注する「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定等支援業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

1. 業務の名称

新ごみ処理施設整備に係る事業者選定等支援業務

2. 業務の目的

本業務は、発注者が新ごみ処理施設（以下、「新施設」という。）の整備・運営事業（以下、「整備事業」という。）を実施するにあたり、新施設の整備及び運営を行う事業者（以下、「事業者」という。）の選定手続きへの総合的な支援を行うことを目的とし、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）」に準じて実施するものとする。

3. 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務対象施設概要

計画する施設概要は以下のとおりである。

	施設概要
建設予定地	南魚沼市島新田 764 番地ほか（旧し尿処理場跡地）
敷地面積	約 10,000 m ²
処理方式	焼却方式（ストーカ式）
施設規模	約 86t/日（2 炉）

5. 業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 事業者選定アドバイザー業務
- (2) 事業者選定委員会の運営支援業務
- (3) 旧し尿処理場解体に係る仕様書作成業務
- (4) その他業務

6. 関係法令等の遵守

本業務を実施するに際し、以下の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 環境基本法
- (2) 循環型社会形成推進基本法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 容器包装リサイクル法、その他、リサイクルに関する法律
- (5) ダイオキシン類対策特別措置法

- (6) 大気汚染防止法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 土壌汚染対策法
- (9) 騒音規制法
- (10) 振動規制法
- (11) 悪臭防止法
- (12) 都市計画法
- (13) 建築基準法
- (14) PFI 法
- (15) 新潟県及び南魚沼市環境基本条例
- (16) 上記、各種法令に係る「施行令」及び「施行規則」
- (17) その他、関連する諸法令、関係通知および諸基準

7. 資料の貸与及び返還

本業務の遂行上必要な資料については、受託者が調査し収集するものとするが、発注者が所有している場合は、受託者に貸与することができるものとする。その場合、受託者は、発注者に資料のリストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

8. 秘密保持と中立性の義務

受託者は、本業務の遂行上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

9. 打合せ及び議事録

受託者は、本業務の目的を達成するため、受託期間中必要に応じて発注者と打合せを行うものとする。なお、受託者は、打合せ事項及びその内容を記録し、発注者に提出するものとする。

10. 業務完了及び引き渡し

受託者は、初年度及び中間年度終了時、並びに最終年度業務完了後に所定の手続きを経て、発注者の検査を受けるものとする。本業務は、業務完了後における発注者の検査合格をもって完了とするが、納入品、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品することとする。

11. 成果品

(1) 初年度成果

- ①初年度報告書・・・・・・・・・・ 2部
- ②上記電子データ・・・・・・・・ 一式 (CD-ROM)

(2) 中間年度成果

- ①中間報告書・・・・・・・・・・ 2部
- ②上記電子データ・・・・・・・・ 一式 (CD-ROM)

(3) 最終年度成果

- ①業務報告書・・・・・・・・・・ 2部
- ②上記電子データ・・・・・・・・・・ 一式 (CD-ROM)

12. 業務管理

受託者は、照査技術者、管理技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行させるとともに、高度な技術を必要とする部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。

照査技術者は、成果物の照査を行うものとする。管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとする。また、照査技術者及び管理技術者は技術士（総合技術監理部門の衛生工学又は、衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画若しくは廃棄物処理）の資格を有し、かつ本業務と同種業務経験が公告の日から過去10年以内に1件以上なければならない。

13. 業務の再委託

本業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ発注者に再委託先を申し出ること、再委託先を変更する場合も同様とする。

14. その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議のうえ実施する。
- (2) 発注者が必要と認めたときは、本業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合は、両者協議のうえ、契約金額、納期等を変更できるものとする。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受託者は発注者と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めねばならない。

第二章 委託業務の内容

I. 事業者選定アドバイザー業務

1. 事業者募集・選定方法等の検討に係る支援

事業者を選定するために、以下の事項を行うものとする。なお、新施設の整備にあたっては後述のとおり、整備予定地にある旧し尿処理場の解体についても考慮すること。

- (1) 新施設の整備及び運営に関する事業条件の整理
- (2) 事業範囲の検討
- (3) 事業スキームの検討
- (4) 事業者募集・選定方法の検討
- (5) 事業者選定委員会の検討
- (6) 募集・選定スケジュールの検討

2. 実施方針の作成及び公表に係る支援

PFI法第5条に規定される特定事業の実施に関して、以下の事項を行うものとする。

- (1) 事業者からの意見聴取及び実施方針等の検討
- (2) 実施方針（案）の作成
- (3) 実施方針（案）に対する事業者からの質問回答案作成
- (4) 実施方針の公表資料作成

3. 特定事業の選定及び公表に係る支援

上記の実施方針に基づくVFMの算定結果（定量的評価）に定性的評価を加えて、以下の事項を行うものとする。

- (1) 特定事業の選定に係る公表資料の作成
- (2) 債務負担行為設定額の検討

4. 事業者募集書類の作成に係る支援

(1) 入札説明書（案）の作成

事業スキーム、事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえ、以下の事項を行うものとする。

- ① 募集条件の検討
- ② リスク分担・官民役割分担の検討
- ③ 委託料等の支払方法の検討
- ④ モニタリング方法の検討
- ⑤ 入札説明書（公募書類）（案）の作成

(2) 要求水準書（案）の作成

これまでの検討結果や事業者選定委員会の審議結果を踏まえた上で、以下の事

項を行うものとする。

- ① 事業の基本条件の検討
- ② 施設の設計・整備に関する要件の検討
- ③ 施設の運営・維持管理に関する要件の検討
- ④ 要求水準書（案）の作成

(3) 事業者選定基準（案）の作成

これまでの検討結果や事業者選定委員会の審議結果を踏まえた上で、以下の事項を行うものとする。

- ① 事業者による提案の審査・評価方法の検討
- ② 事業者選定基準書（案）の作成

(4) 様式集（案）の作成

これまでの検討結果や事業者選定委員会の審議結果を踏まえた上で、事業者募集に必要な様式集（案）を作成する。

(5) 建設工事請負契約書（案）等の作成

これまでの検討結果や事業者選定委員会の審議結果を踏まえた上で、以下の事項を行うものとする。

- ① 基本協定書（案）の作成
- ② 基本契約書（案）の作成
- ③ 建設工事請負契約書（案）の作成
- ④ 運営業務委託契約書（案）の作成

建設工事請負契約書（案）等の作成にあたっては、地方公共団体発注のごみ処理施設に係る事業契約書の作成経験がある弁護士（以下、「弁護士」という。）の意見を聞き作成するものとする。

5. 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援

事業者募集・評価・選定及び公表に必要な以下の支援を行うものとする。なお、契約関係の質問回答案の作成にあたっては、弁護士の意見を聞き作成するものとする。

- (1) 事業者募集説明会の開催支援（対面的対話）
- (2) 事業者募集書類に対する事業者からの質問回答案作成
- (3) 応募事業者の資格審査支援
- (4) 応募事業者提案書の把握・整理
- (5) 応募事業者のヒアリングの実施支援
- (6) 審査結果の講評（案）の作成

6. 事業契約締結に係る支援

選定された事業者と発注者の間で締結される事業契約書に関する詳細協議等に立会い、事業契約書の内容、条項等を精査し確認するとともに、問題点に関する適切なアドバイスや解決案の提示等を行い、速やかな事業契約締結の支援を行うものとする。

なお、事業契約締結の支援にあたっては、弁護士の意見を聞きながら進めるものとする。

7. 報告書のとりまとめ

本業務の報告書をとりまとめる。

II. 事業者選定委員会の運営支援業務

1. 事業者選定委員会の運営支援

事業者評価方法、評価項目の確認及び応募した事業者の中から優秀提案者を選定するために学識経験者を含めた事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。本業務では、この委員会の運営を円滑に進めるために必要な以下の支援業務を行うものとする。

（1）委員会の会議資料の作成

I. の業務で行う検討の結果に基づいて、委員会で必要な会議資料を発注者と打合せを行い作成する。

（2）委員会への出席

委員会への出席並びに必要なに応じて会議資料の説明及び質問回答を行うものとする。

なお、委員会の開催は7回程度を予定しているが、発注者や委員会の指示により開催回数が増加しても柔軟に対応することとする。

（3）委員会議事録の作成

委員会の終了後、速やかに議事録（要旨、概要版（公開用）の2種類）を作成し発注者に提出するものとする。

（4）その他

委員会の運営については、インターネット環境が必要か否かを確認し、必要な場合は発注者と調整を行うこと。

III. 旧し尿処理場解体に係る仕様書作成業務

1. 概要

（1）新施設は、旧し尿処理場跡地が建設予定地となっているため、新施設の整備との一括発注を前提とした解体仕様書を作成し、解体仕様書に基づき解体費の積算を行うこと。

なお、旧し尿処理場は現在令和7年度に建屋を解体し、地下構造物の解体を新施設の建設に併せて行うことを計画している。令和6年度に解体工事の実施設計を建屋の解体と地下構造物の解体に分けて別途発注しているため、その成果品を基に行うこと。

2. 対象施設

（1）旧し尿処理場

- | | |
|--------|------------------------|
| ① 所在地 | 南魚沼市島新田 764 番地ほか |
| ② 敷地面積 | 約 9,800 m ² |
| ③ 処理方法 | 低希釈二段階活性汚泥処理方式 |
| ④ 処理能力 | 110 kl／日 |

IV. その他業務

1. 法務的業務の支援

本業務の実施にあたり、法務的な事項に関しては、弁護士との共同作業により支援を行うものとする。

2. 循環型社会形成推進交付金活用のための資料作成支援

循環型社会形成推進交付金を活用するために必要となる費用対効果の分析及び交付金の申請に必要な資料の作成に係る支援を行うものとする。

また、令和4年12月12日に策定した地域計画（第1期）の期間が本業務委託期間中に満了するため、南魚沼市地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）の策定支援を併せて行うものとする。